

加西市未来の学校構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 加西市立小中学校の将来のあり方に関する計画を策定するため、加西市未来の学校構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、望ましい学校教育環境のあり方について調査及び審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校園長
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、委員会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、加西市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、委員会の答申が終了した時点で、その効力を失う。